

2026年5月1日

お客さま 各位

平塚信用金庫

未利用口座管理手数料の適用対象口座の変更、および関連預金規定の改定について

いつも平塚信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、長期間利用されていない口座のお取引の再開をお願いするとともに、万一の際の当該口座の不正利用防止のため、令和3年4月1日以降に新規開設された普通預金、並びに貯蓄預金口座に「未利用口座管理手数料」を適用させていただいております。

このたび令和3年3月31日以前に開設した口座も含め、すべての口座に未利用口座管理手数料の適用を拡大させていただくこととなりましたので、ご案内申し上げます。

なお、本手数料は、下記の通り未利用の状態となった口座に対して適用させていただくものであり、常日頃の入出金や口座振替などのお取引をされている口座が対象となるものではありません。

記

1. 未利用口座管理手数料の適用対象口座の拡大

2026年7月1日以降	現在
すべての普通預金口座（総合口座含む） 及び貯蓄預金口座	2021年4月1日以降に開設した普通預金 口座（総合口座含む）及び貯蓄預金口座

2. 未利用口座管理手数料が適用される基準

最後の預入れ又は払戻し（当該口座の利息の元加、及び本手数料の引落しを除く）から2年以上、一度も取引がない口座を未利用口座とし、手数料が適用されます。

ただし、以下の何れかに該当する場合は対象外となります。

- (1) 未利用口座の残高が1万円以上である
- (2) 未利用口座の取引店に借入取引がある
- (3) 未利用口座の取引店に定期預金、定期積金、国債、投資信託、生命保険等の取引がある
- (4) その他、当金庫が定める条件に該当する

3. 手数料額

年額 1, 320 円 (消費税込)

4. 手数料徴収までの流れ

(1) 未利用口座となった場合、事前に届出住所に DM を郵送します。

(2) 案内発送から約 3 ヶ月以内にお取引が再開されなかった場合に、未利用口座管理手数料を引落させていただきます。

※1「案内」は延着、又は到達しなかった時も通常到達すべき時に到達したものとみなします。

※2 盗難や紛失等により利用を停止している口座も手数料徴収の対象とします。

5. 口座の自動解約

未利用口座の残高が手数料の額に達していない場合は、その残高をもって当該手数料に充当のうえ、対象口座を自動的に解約いたします。

また、未利用口座管理手数料の返却、及び解約した口座の再利用はできません。

6. 未利用口座管理手数料規定の改定について

改定後	改定前
2026年7月現在	令和3年4月現在
<p>1. (本規定の適用)</p> <p>この規定はすべての普通預金口座（総合口座を含みます。）および貯蓄預金口座に適用されます。</p> <p style="text-align: center;">—以下省略—</p>	<p>1. (本規定の適用)</p> <p>この規定は令和3年4月1日以降に開設された、普通預金口座（総合口座を含みます。）および貯蓄預金口座に適用されます。</p> <p style="text-align: center;">—以下省略—</p>

7. お問い合わせについて

本件に係るお問い合わせは、お取引店舗若しくは当金庫本支店までお問い合わせください。

以上